

## 勝浦町わくわく移住支援事業プラス補助金交付要綱

令和 7 年 6 月 26 日

勝浦町告示第 66 号

### (趣旨)

第 1 条 この告示は、勝浦町への移住・定住促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、徳島県と協働して行う徳島わくわく移住支援事業プラスを活用して、勝浦町に移住した者に対して、予算の範囲内において移住支援補助金又は就職応援補助金を交付することについて定めるものとし、この告示に定めるもののほか必要な事項は、勝浦町補助金交付規則（平成 7 年勝浦町規則第 5 号）（以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大阪圏 京都府、大阪府及び兵庫県をいう。
- (2) テレワーク 情報通信技術を活用し、自宅等において業務を行う方法をいう。
- (3) マッチングサイト 徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業実施要領に基づき徳島県が移住支援金の対象として求人を掲載しているマッチングサイトをいう。
- (4) 専門人材 プロフェッショナル人材事業（徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点が民間人材ビジネス事業者を介して実施する人材マッチング事業をいう。）及び先導的マッチング支援事業（地方創生支援事業費補助金（先導的人材マッチング事業）交付要綱に基づき、地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者と連携して実施する人材マッチング事業をいう。）を利用して就業した者をいう。
- (5) 創業支援補助金 徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業実施要領に基づき事業の創業を行う者に対し徳島県が交付する補助金をいう。
- (6) 移住支援補助金 徳島わくわく移住支援事業プラス実施要領に基づき就業又は創業を行う者に対し徳島県が交付する補助金をいう。
- (7) 就職応援補助金 徳島わくわく移住支援事業プラス実施要領に基づき就業を行う者に対し徳島県が交付する補助金をいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付が受けることができる者（以下「補助対象者」という。）について、第 1 号の要件を満たす者であって、第 3 号から第 6 号までの次のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第 2 号の要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件

#### 【移住支援】

次に掲げるア、イ及びオに該当すること。

【就職応援】

次に掲げるウ、エ及びオに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上大阪圏に在住し、同圏内の事業所等へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、大阪圏に在住していたこと。なお、大阪圏に在住しつつ、同圏内の大学等へ通学し、同圏内の企業等へ就職し、通勤した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間の修業年度を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和7年4月1日以後に本町に転入したこと。
- (イ) 補助金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 本町に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、大阪圏内に本部がある大学等の同圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。
- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、大阪圏に在住していたこと。

エ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和7年4月1日以後に本町に転入したこと。
- (イ) 補助金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であり、かつ、就業開始日から1年以内であること。
- (ウ) 本町に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

オ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (ウ) 徳島県が新次元・とくしま医療人材確保・養成対策事業により実施する「医師・看護職員を対象とした移住支援金」の支給を受けていない者で、今後も受ける予定がないこと。
  - (エ) 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、徳島県及び勝浦町が認める場合を除く。
  - (オ) 徳島県又は勝浦町が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）
- 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
  - イ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
  - ウ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、令和 7 年 4 月 1 日以後に転入したこと。
  - エ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、補助金の申請時において、転入後 3 か月以上 1 年以内であること。
  - オ 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (3) 就業に関する要件
- 次のア又はイのいずれかに該当すること。
- ア 一般就業の場合
- 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が徳島県に所在すること。
  - (イ) 就業先が、マッチングサイトに掲載している求人の対象法人等（以下、「支援金対象法人等」という。）であること。
  - (ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
  - (エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人等に就業し、申請時において当該法人等に連続して 3 か月以上在職していること。
  - (オ) (イ) の求人への応募日が、マッチングサイトに (イ) の移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
  - (カ) 就職先に、補助金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であり、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が徳島県に所在すること。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、補助金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。
- ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件

移住後に就労が決まっており、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イ又はウの要件に該当すること。就労に関しては、雇用形態を問わない。また、起業した個人事業主に関しては、営業等の実態を確認し、判断することとする。

ア 就労要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (ア) 勝浦町内で就労又は、町内に住所を有しており町外で勤務する者
- (イ) 勝浦町内で起業した者

イ 関係人口要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- (ア) 田舎トライアルハウス坂本家を利用したことがある者
- (イ) 勝浦町出身の者
- (ウ) 過去 3 年以内に勝浦町へふるさと納税を行った者

ウ 地域の担い手確保の要件

農林水産業に就業する者

(6) 創業に関する要件

創業支援補助金の交付決定を受けており、かつ、補助金の交付を申請する日が、創業支援補助金の交付決定を受けた日から 1 年以内であること。

(補助金の額)

第4条 補助金として支給する移住支援金の金額は、30万円とする。ただし、補助対象者を含む2人以上の世帯員が本町に転入する場合は、50万円とする。

2 前項の2人以上の世帯の場合において、18歳未満の世帯員を帯同しての移住である場合は、18歳未満の世帯員一人につき50万円を加算する。ただし、18歳未満の世帯員が申請者の配偶者である場合は加算対象に該当しないものとする。また、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の方を帯同していること。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

4 就職応援金の補助金額は、30万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、勝浦町わくわく移住支援事業プラス補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付きの身分証明書(提示により本人確認できる書類)
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 移住元の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し等(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類。なお、2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)
- (4) 補助金の振込先の普通預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)
- (5) 大阪圏で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (6) 大阪圏の大学に進学し、大阪圏内の企業等へ就職した者である場合は、卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)及び大阪圏内で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
- (7) 法人経営者又は個人事業主である場合は、開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)又は個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)
- (8) 就業に関する要件にあっては、就業証明書(就業)(様式第3号)
- (9) テレワークに関する要件にあっては、就業証明書(テレワーク)(様式第3号の2)
- (10) 関係人口に関する要件により、起業した者にあっては、本町で企業したことが確認できる書類
- (11) 関係人口に関する要件で(10)以外に該当する者にあっては、就業証明書等(就労要件を満たしていることが確認できる書類)
- (12) 就職応援金の交付を受けようとする者は、卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
- (13) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第6条 規則第4条第1項の規定により町長が補助金の交付決定をした場合における規則第6条の規定による通知は、様式第4号により通知するものとする。

(実績報告書の省略)

第7条 補助金の交付においては、規則第11条の規定による実績報告書の提出を省略するものとする。

(交付請求)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者は、勝浦町わくわく移住支援事業プラス補助金交付請求書（様式第5号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による請求書を受領したときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第14条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取消し、規則第15条の規定により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして徳島県及び勝浦町が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 補助金の申請日から起算して5年以内に転出したとき。
- (2) 補助金の申請日から1年以内に、補助金の要件を満たす職を辞したとき。
- (3) 創業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により申請が行われたと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を返還させる必要があると認めるとき。

2 前項各号の規定における返還を求める補助金の額は、別表のとおりとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、勝浦町わくわく移住支援事業プラス補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(報告及び立入調査)

第11条 勝浦町わくわく移住支援事業プラス補助金の交付を受けた者は、申請してから5年を経過するまでは、毎年3月中に現況届（様式第7号）に住民票の写しを添えて、町長へ提出しなければならない。なお、就業又は就労を伴う移住の場合には、補助金の申請日から1年間が経過した後、速やかに就業の場合は就業証明書（様式第3号）、就労の場合は、就業証明書等（就労要件を満たしていることが確認できる書類）を提出しなければならない。

2 勝浦町わくわく移住支援事業プラス補助金の交付を受けた者が、勤務、転勤、出向、研修又はその他特別な事情により、一時的に勝浦町を1か月以上の長期にわたって他の市町村に転出する場合には、一時的転出報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

3 勝浦町わくわく移住支援事業プラス補助金の交付を受けた者が、他の市町村に転出す

る場合には、転出報告書（様式第 9 号）を提出しなければならない。

- 4 徳島県及び勝浦町は、徳島わくわく移住支援事業プラスが適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、徳島わくわく移住支援事業プラスに関する報告及び立入調査を求めることができる。

（その他）

第 12 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、徳島県と勝浦町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

| 取消事由                               | 返還を求める補助金の額 |
|------------------------------------|-------------|
| 補助金の申請日から 3 年以上 5 年以内に勝浦町外へ転出したとき。 | 交付額の 50%    |
| 補助金の申請日から 3 年未満で勝浦町外へ転出したとき。       | 交付額の 100%   |
| 補助金の申請日から 1 年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。 | 交付額の 100%   |
| 創業支援補助金に係る交付決定を取り消されたとき。           | 交付額の 100%   |
| 虚偽その他不正の手段により申請が行われたと認められるとき。      | 交付額の 100%   |